



健全な法治国家のために
声をあげる市民の会

News Release 報道関係者各位

2012年2月9日

健全な法治国家のために声をあげる市民の会

「健全な法治国家のために声をあげる市民の会」（代表：八木啓代）は、本日、東京地方検察庁刑事部に対して、1月12日に提出した告発状（同月17日受理済）の追加意見として、捜査要請書を提出しました。

2月5日付朝日新聞で「田代検事の報告書と録音の食い違いが何カ所もある」ことが大きく報道されたこと、そして、一昨日、小沢一郎氏の資金管理団体「陸山会」の土地取引を巡る政治資金規正法違反事件で、東京地裁が検察審査会に送付した資料のリストの開示などを求めた公文書照会に東京地検が応じなかったことを受けまして、当「健全な法治国家のために声をあげる市民の会」は、本日、東京地検刑事部に捜査要請書を提出いたしました。

新聞報道により「田代検事の報告書と録音の食い違いが何カ所もある」事実が明らかになったことによって、報告書の食い違いは、明らかに田代検事の「単なる記憶違い」といえるものではなくなったと考えられ、「検審審査員に小沢クロの心証を与えるために報告書が作られたことがより明確になった」といえます。

しかしながら、田代検事は主任検事ではなく、また、特捜部長でも副部長でもないことから、本来、行われるはずのない起訴後の取り調べがあえて行われたことも含め、田代検事の独断による犯行であるとは、到底考えられません。田代検事は、このような異例の取り調べや文書作成を、「上司から命じられた」と考えるのが、合理的です。

すなわち、当捜査要請書において、虚偽公文書作成および行使の罪状が、田代政弘検事だけではなく、その組織的な背後関係も捜査の対象とするべきであることを、告発状の追加意見として、東京地検刑事部に強く要請するものです。

また、検察審査会の起訴議決によって起訴された陸山会公判において、その起訴議決に至る過程に問題があったことがもはや明らかになっていることから、本件について、速やかに証拠開示と捜査を行うことこそが、むしろ検察庁が陸山会公判に対して公正な姿勢で臨んでいるということに直結することである旨を提言しております。

また、2月6日の、東京地検が、陸山会事件における東京地方裁判所からの「東京第五検察審査会に提出された証拠のリストを開示するように」との求めを拒否した件



健全な法治国家のために
声をあげる市民の会

につきましては、同検察審査会にいかなる証拠が提出されたのかについてのリストすら、指定弁護士や検察が裁判所に明らかにしないとなれば、裁判所は小沢氏の起訴議決が合法あるいは妥当だったのかを判断することができないことになります。

現在、小沢氏に対する起訴議決の当否が、公判で問題視されているにもかかわらず、そもそもの捜査の当事者である検察がこの問題を放置し、裁判所の求めにもかかわらず上記リストすら開示しないことは、検察庁の一部が、被疑者に有利な証拠は隠し不利な証拠のみを検査に送ることで議決を操作した疑惑、それが組織的なものであったという疑惑が、いよいよ濃厚になってきた、と見られる可能性があり、もしそのようなことがあるとすれば、検察の前代未聞の不祥事として、徹底究明されるべき問題ではあることを、当会は改めて主張いたします。

<健全な法治国家のために声を上げる市民の会について>

当市民の会は、学者・研究者、弁護士、会計士、作家、芸術家、会社員など様々な職業・背景を持つ個人（市民）が、ネット上の議論や呼びかけに応じて組織されました。政党などに帰属した従来型の「市民団体」とは一線を画し、本市民の会が掲げる活動テーマに賛同した人々が、共に参加する形で運動を展開するアジェンダ型の市民組織です。これまで、当会では、村木厚子さんの冤罪事件で証拠の改竄をおこなった前田恒彦元検事を「特別公務員職権濫用罪」での告発を行い、これを不起訴処分とした決定に対して、検察審査会に申し立てをおこなうなど、健全な法治国家を実現するための活動を積極的に展開しています。また、明治大学大学院とのコラボレーションでシンポジウム「検察、世論、冤罪」を3回にわたり開催し、社会的な提言活動を行ってきました。

代表：八木啓代（やぎ・のぶよ）

ホームページ：<http://shiminnokai.net/>

<添付書類>

- ・ 本ニュースリリース
- ・ 捜査要請書

以上

《本発表に関するお問い合わせ》

健全な法治国家のために声をあげる市民の会 広報担当：加藤、京谷

E-mail：shiminnokai21@gmail.com FAX：03-4333-0442

URL：<http://shiminnokai.net/>